千葉県におられる東日本大震災の

被災者の皆様へ

平成23年5月11日時点

東日本大震災で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

総務省千葉行政評価事務所では、被災者の方の総合的な相談窓口として、「震災 行政相談専用フリーダイヤル」を開設しました。

また、裏面以降のような支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の救済支援を行いますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽に 御利用ください。

- ◆電話による相談受付
- (1) 千葉行政評価事務所
 - **0120-188573** (震災行政相談専用フリーダイヤル)
 - ※平日の8:30~17:15 (この時間以外は、留守番電話による対応)
 - ※土・日・祝日は、自動切替えにより関東管区行政評価局でお受けします。
 - ※期間:平成23年3月23日(水)から2か月程度
- (2)全国共通

○ 5 7 ○ - ○ 9 ○ 1 1 ○ (行政苦情 110 番、要通話料)

※平日の8:30~17:15

◆窓口による相談受付:

平日の8:30~17:15(平日のみ)

千葉行政評価事務所

千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎7階

- ◆FAXによる相談受付
 - 043-246-9829

※毎日、常設のFAX、要通話料

◆インターネットによる相談受付

http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/chiba.html

※毎日

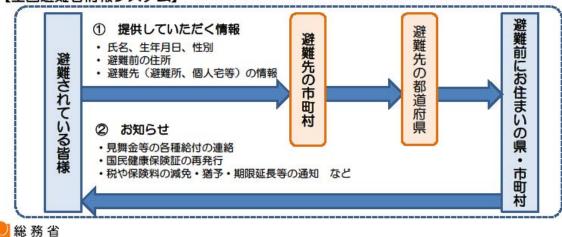


避難されている皆様へのお願い

全国の市町村で 平成23年4月25日 受付開始(※)

- ① 避難先の市町村へ、ご自身の情報をご提供ください。
- ② 避難前にお住まいの県や市町村からさまざまなお知らせを お届けできるようになります。
 - ※ 受付開始時期など詳しくは、避難先の市町村へお問い合わせください。

【全国避難者情報システム】



(別紙1)

MIC Ministry of Informal Affairs

【避難先等に関する情報提供書面】

修道府県コード				市	町村	=-	- 4	
					9	0.00	- 89	
整理番号(a)								

土物内のお記るしてください

① 氏名	②生年月日	④避難元市町村における住所 (避難前に居住していた住所)					
(ふりがな) 明・大・昭・平 年 月 日			市	市町村名	より下の住所(指定都市の	の区、町、字等)	
(漢字)		③性別		郡町			番号
		男・女	果	村		(マンション	・アパート名及び部屋番号)
5)避難先(避難所	新又は個人宅等)	534041.00		⑥避難先の名称(は個人宅等)	施設名又	⑦当該避難先における 滞在開始日	⑨行政機関から世帯等を代表して連絡を受けることができる者(連絡先代表者)及び連絡先(c)
都	市区	市町村名より下の住所 (指定都市の区、町、字等)				平成 年 月 日	連絡先代表者で ある ・ ない
道府	(特別区の場合)	*	号			⑧当該避難先における 滞在終了日(b)	(連絡先電話番号)
		4805 35 (6					1
果	町	(マンション・アパート名及び	部屋番号)			平成 年 月 日	

<記入時の留意事項>

- へ取入中では高を呼ば、 (a) 選輯先市町村において、整理番号を付すこと。 (b) ③については、当該選輯所での滞在が終了し、避難先市町村に対し、その旨の情報提供があった場合には、避難先市町村が配入。 (c) ③については、連絡先代表者である場合(一人世帯である場合を含む。)には、「ある」に丸をつけ、連絡先置話番号を記入。代表者でない場合は、「ない」に丸をつけ、「一」を記入

【個人情報の取扱いに関する同意】

私は、東日本大震災等への対応に活用するため、避難先市町村、避難先都道府県、避難元県、避難元市町村等の関係行政機関へ上記に記入 した情報を提供することに同意します。

平成 月 B (氏名) 月 (確認者氏名) (口頭了解の場合)確認日時:平成 年 B

国、県、市町村等では、平成23年5月11日現在次のような各種の支援措置が講じられています。

<< 避難生活 >>

避難者情報·安否確認

◆避難先の市町村に、現在の所在地・連絡先、避難前の住所等をお知らせください。避難前にお 住まいになっていた県や市町村から、り災・被災証明、国民健康保険、義援金の支払いなどの 手続きについて御連絡ができるようになります(表紙裏参照)。

また、福島県双葉郡にお住まいになっていた方については、『福島県双葉郡支援センター (TEL:0120-006-865)』でも御連絡を受け付けています。

- ◆岩手県、宮城県、福島県では、住民の方の避難先についての問い合わせ窓口として避難者情報 ダイヤルを設置しています。
 - 岩手県 (TEL: 019-629-6911)
 - 宮城県(TEL: 022-211-3430)
 - 福島県(TEL: 024-521-5543、024-521-5544)
- ◆岩手県警、宮城県警、福島県警では行方不明者相談ダイヤルを設置し、行方不明の方の安否確認を行っています。
 - 岩手県警 (TEL: 0120-801-471)
 - 宮城県警 (TEL: 022-221-2000)
 - 福島県警 (TEL: 0120-510-186)

生活福祉資金貸付制度

- ◆地震で被災し所定の要件に合致する世帯に対し、当座の生活費について資金の貸付け(貸付限度額は原則10万円以内、特別な場合は20万円以内)が行われています。
- ◆詳しくは、千葉県社会福祉協議会 (TEL: 043-245-1101) 又は千葉県健康福祉政策課 (TEL: 043-223-2616) にお問い合わせください。

年金担保貸付制度

- ◆厚生年金保険、国民年金又は労災保険の年金を受給されている方に対し、現在年金を受け取られている銀行及び信用金庫等の店舗が窓口となり、小口資金の貸付けが行われています。
- ◆詳しくは、独立行政法人福祉医療機構(TEL: 0120-3438-65) にお問い合わせください。
- ◆恩給、共済年金及び災害補償年金を受給されている方に対し、小口資金の貸付けが行われています。
- ◆詳しくは、株式会社日本政策金融公庫(TEL:0120-154-505、土日祝日0120-220-353) にお問い合わせください。

児童扶養手当・特別児童扶養手当

◆児童扶養手当及び特別児童扶養手当は、原則、一定以上の所得がある場合は受給できませんが、

この度の震災を受けた特別措置として、所得制限が解除される場合があります。

◆詳しくは、現在避難されている市町村にお問い合わせください。

生活保護

- ◆生活保護は、本来の居住地において申請を行うこととされていますが、この度の震災を受けた 特例措置として、本来の居住地を離れて遠方に避難されている場合は、避難先でも申請を行う ことができるようになりました。
- ◆詳しくは、現在避難されている市町村にお問い合わせください。

被災者が居住するための空家情報

- ◆住宅を探しておられる方に対して、公営住宅、民間賃貸住宅の情報を提供しています。
- ◆詳しくは、次の連絡先にお問い合わせください。

○ 千葉県 県土整備部 住宅課 住宅政策室 (TEL:043-223-3255)

UR住宅 ○ UR都市機構 津田沼営業センター (TEL: 047-478-3711)

[9時30分から18時]

民間賃貸住宅 ○ (社) 全国賃貸住宅経営協会千葉県支部 (TEL:043-235-5055)

※ 公営住宅等への一時的な入居の申込時には①市町村の発行しているり災証明書又は②住所地 が確認できる運転免許証等の提示が必要です。

り災証明書の発行

- ◆「り災証明書」は、住宅などの建物が地震の被害にあったことを証明するものです。公営住宅 等への入居申請、生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請、損害保険の支払請 求などに必要となる場合があります。
- ◆詳しくは、避難前にお住まいになっていた市町村窓口(双葉町では、住民生活課戸籍係が窓口です。)にお問い合わせください。

<< 医療·健康等 >>

医療機関の受診

- ◆被災により保険証等を紛失等して医療機関に提出できない場合には、医療機関の窓口で氏名、 生年月日、住所又は事業所名を申し出ることにより保険診療で受診することができます。
- ◆詳しくは、国民健康保険については千葉県健康福祉部保険指導課(TEL:043-223-3357)、健康保険については全国健康保険協会千葉支部(TEL:043-308-0521)にお問い合わせください。
- ◆災害救助法が適用されている被災地域にお住まいの方(震災後に他の市町村に転入された方を含む。)で、以下に該当する方は、医療機関の窓口負担が減免又は猶予されます(5月末まで)。医療機関の窓口で、氏名・生年月日、事業所名、住所、加入している医療保険、連絡先等を口頭でお伝えください(窓口でり災証明書等を提出する必要はありません)。

- (1) 住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- (2) 主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方
- (3) 主たる生計維持者が行方不明である方
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- (6) 福島第1・第2原発の事故に伴い政府の避難指示・屋内退避指示の対象となっている方

介護サービス

- ◆住民票の異動を行わなくても、避難先で必要な介護保険サービスが利用できます。また、被災により財産に著しい損害を受けた方は、介護保険サービスの利用者負担料が減免されます。
- ◆介護保険の被保険者証を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより提示できない場合でも、氏名、住所、生年月日等を介護事業者にお伝えいただければ、介護サービスを利用できます。
- ◆詳しくは、お近くの市区町村の介護保険担当窓口や地域包括支援センターに御相談ください。

原発事故に伴う健康についての相談

- ◆原発事故に伴う健康相談を実施しています。体の不調を感じる方は窓口に御相談ください。
- ◆詳しくは、次の窓口にお問い合わせください。
 - 文部科学省原子力支援対策支援本部

【健康相談ホットライン】(TEL:0120-755-199 [9時から21時])

○ 独立行政法人放射線医学総合研究所

【被ばく医療健康相談ホットライン】 (TEL:043-290-4003[9時から21時])

○ 千葉県内に19か所ある健康福祉センター(保健所) [平日8時30分から17時15分]

72.1-7.1	
習志野健康福祉センター	047-475-5151
市川健康福祉センター	047 - 377 - 1101
松戸健康福祉センター	047 - 361 - 2121
野田健康福祉センター	04-7124-8155
印旛健康福祉センター	043-483-1133
成田支所	0476 - 26 - 7231
香取健康福祉センター	0478-52-9161
海匝健康福祉センター	0479 - 22 - 0206
八日市場地域保健センター	0479 - 72 - 1281
山武健康福祉センター	0475-54-0611
長生健康福祉センター	0475 - 22 - 5167
夷隅健康福祉センター	0470 - 73 - 0145
安房健康福祉センター	0470-22-4511
鴨川地域保健センター	04-7092-4511

君津健康福祉センター	0438 - 22 - 3743
市原健康福祉センター	0436-21-6391
千葉市保健所	043 - 238 - 9920
船橋市保健所	047 - 431 - 4191
柏市保健所	04 - 7167 - 1255

こころの健康に対する相談

- ◆被災後、「夜眠れない」「不安で落ち着かない」「地震の時の夢を繰り返し見る」など、ここ ろの健康に対する相談を行います。
- ◆千葉県精神保健福祉センター(千葉市以外) (TEL: 043-263-3893、043-268-7830・7474) 千葉市こころの健康センター (TEL: 043-204-1582・1583 (千葉市内に避難されている方が対象) 又は上記記載の各健康福祉センター (保健所) に御相談ください。

<< 仕事·雇用 >>

労働・雇用面の各種相談

- ◆事業所が被災に伴い事業が休止・廃止されたため働くことができない方は、実際に離職していなくても失業給付が受給できる場合があります。また、勤めていた会社が倒産して給料や退職金が支払われない場合には、国が会社に代わってその一部を立て替え払いする制度があります。詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。
- ◆労災診療や休業補償の請求にあたって、事業主や病院などの証明が困難な場合は、証明がなくても請求することができます。

詳しくは最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

- ◆全国のハローワークで「震災特別相談窓口」を設置し、被災者の方から仕事に関する御相談を 受け付けています。
 - (※ 最寄りのハローワーク及び労働基準監督署については、10ページをご覧ください。)

農林水産業被害に関する相談

- ◆農林水産省では、農林水産業被害に関する被害に関するフリーダイヤルを設置し、 御相談を受け付けています(TEL:0120-355-567)。
- ◆日本政策金融公庫では、被災された農林漁業者や食品産業者等を対象に農林漁業セーフティーネット資金の利用や融資及び返済についての相談窓口を設置しています。
- ◆詳しくは、日本政策金融公庫(TEL:0120-154-505 [平日9時から19時]、TEL:0120-926 -478 [休日9時から17時])にお問い合わせください。

中小企業者を対象とした貸付制度

- ◆被害を受けられた中小企業者の方々を対象に、災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての 相談窓口を設置しています。
- ◆詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。
 - ○日本政策金融公庫

【小規模企業向けの小口資金】

TEL: 0120-154-505 [平日9時から19時]、TEL: 0120-220-353 [休日9時から17時] 【中小企業向けの長期事業資金】

TEL: 0120-154-505 [平日9時から19時]、TEL: 0120-327-790 [休日9時から17時]

<< 年金・社会保険 >>

年金証書・年金手帳の再交付

- ◆年金証書、年金手帳を紛失した場合は、最寄りの年金事務所で再交付ができます。 来所相談が困難な場合は、電話で届出用紙の送付受付も行っています。
- ◆詳しくは、市町村の国民年金担当窓口、日本年金機構の被災者専用フリーダイヤル(TEL: 0120-707-118 (平日9時から17時)) 又は年金事務所にお問い合わせください。
- (※ 最寄りの年金事務所については、11ページをご覧ください。)

国民年金保険料

- ◆国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて保険料が免除されます。お手続は平成23年7月末までにお済ませください。
- ◆詳しくは、市町村の国民年金担当窓口、日本年金機構の被災者専用フリーダイヤル (TEL: 0120-707-118 (平日9時から17時)) 又は年金事務所にお問い合わせください。
 - (※ 最寄りの年金事務所については、11ページをご覧ください。)

社会保険料 (健康保険、厚生年金保険等)

- ◆青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に所在する事業所が納付する社会保険料について、 自動的に納付期限が延長されています。延長期間中は口座振替は行われません。
- ◆上記の対象地域以外の事業所でも、被災の状況によって、納付の猶予を受けられる場合があります。
- ◆詳しくは、日本年金機構の被災者専用フリーダイヤル (TEL: 0120-707-118 (平日9時から17時)) 又は年金事務所にお問い合わせください。
 - (※ 最寄りの年金事務所については、11ページをご覧ください。)

<< 税金 >>

国税の特別措置

- ◆国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の減免」の制度があります。
- ◆地震などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に 定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な 方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆詳しくは、最寄りの税務署(平日8時30分から17時)にお問い合わせください。
 - (※ 最寄りの税務署については、11、12ページをご覧ください。)

地方税の特別措置

◆県税の特例措置:詳しくは避難前にお住まいになっていた県へお問い合わせください。

(1) 法人住民税

(4) 軽油引取税

(2) 法人事業税

(5) 自動車税 等

(3) 個人事業税

◆市町村税の特例措置:詳しくは避難前にお住まいになっていた市町村へお問い合わせください。

(1) 個人住民税

(4) 軽自動車税

(2) 法人住民税

(5) 事業所税

(3) 固定資産税及び都市計画税

(6) 国民健康保険税 等

<< 住宅 >>

被災者生活再建支援金

- ◆住宅が全壊・大規模半壊・半壊するなど被害を受けた世帯に対して、生活必需品等の購入、住宅の改築補修や賃貸住宅の家賃等のための経費として、当該被災世帯からの申請により一定の支援金が支給されます。
- ◆詳しくは、避難前にお住まいになっていた市町村にお問い合わせください。

応急修理費用

- ◆避難場所からの被災者の帰宅促進のため、被災により大規模半壊・半壊した住宅について、仮設住宅に入居しない方で、所得・年齢等要件に合致する方を対象に、被災した住宅の居室、台所、トイレ等、日常生活に必要な部分の応急修理費用を支給する制度です。
- ◆詳しくは、避難前にお住まいになっていた市町村にお問い合わせください。

災害援護資金

- ◆災害により住居や家財に被害を受けたり、世帯主が負傷した一定所得以下の世帯に対して、最高350万円を年利3%で融資しています。
- ◆詳しくは、避難前にお住まいになっていた市町村にお問い合わせください。

災害復興住宅融資

- ◆地震により自宅が被害を受けられた方に対して、被災住宅を復旧するための資金を低利で融資しています。
- ◆詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。
 - 住宅金融支援機構 被災者専用ダイヤル (TEL: 0120-086-353)

権利証の紛失について

- ◆震災により土地や建物の権利証(登記済証・登記識別情報通知書)を紛失した場合でも、所有権等の権利を失うことはありません。また、権利証を紛失したからといって、不動産の売却等の処分ができなくなることもありません。
- ◆詳しくは、千葉地方法務局(TEL: 043-302-1311)までお問い合わせください。

<< 自動車 >>

自動車運転免許証を紛失した場合

- ◆自動車運転免許証を紛失した場合は、運転免許センターで再交付ができます。現在の居住場所 (避難場所)を証明する書類が必要となる場合がありますので、千葉運転免許センター(TEL: 043-274-2000)又は流山運転免許センター(TEL: 04-7147-2000)にお問い合わせください。
- ◆なお、被災者の方は、自動車運転免許証の更新期限が延長されます。被災地にお住まいの方で、 有効期間の末日が平成23年3月11日以降となっている方は、8月31日まで引き続き運転するこ とができます。申請等の手続等は不要です。対象となる被災地については、運転免許センター、 又は各警察署の交通課にお問い合わせください。

自動車の登録

- ◆震災のため滅失又は使用できなくなった自動車について登録を抹消する場合、登録番号が分からなくても、番号の一部や車種等により自動車が特定できれば手続きができます。
- ◆実印を紛失したり、印鑑登録証明書が入手できない場合、免許証等の本人確認ができる書面の 提示・署名をもって代えることができます。
- ◆詳しくは、千葉運輸支局(TEL:043-242-7336)までお問い合わせください。

<< その他 >>

預金の払い戻し

- ◆預金通帳や印鑑を紛失した場合でも、窓口で運転免許証、健康保険証等の本人であることが確認できる書類を提示することにより、金融機関で預金の払い戻しを受けることができます(金額は10万円程度まで。ゆうちょ銀行は20万円まで)。
- ◆本人であることが確認できる書類を紛失してしまった場合でも、住所・氏名等の登録情報の確認により払い戻しを受けられる場合があります。

- ◆避難先にお取引金融機関の店舗がない場合、他の金融機関で預金の払い戻しを取り扱っている ところもあります。
- ◆詳しくは、お取引金融機関や避難先の金融機関にお問い合わせください。

損傷したお金の引換え

- ◆日本銀行の本店・支店では、お金が破れたり燃えたりした場合、表・裏両面があることを条件 に、次のとおり残存面積に応じて引換えを行っています。
 - ・3分の2以上
- → 全額引換え
- ・5分の2以上、3分の2未満 → 半額引換え
- ・5分の2未満
- → 引換え不可
- ◆千葉県内には日本銀行の支店がありませんので、お近くの金融機関に御相談ください。なお、 引換えの際に本人確認を求められる場合がありますので、運転免許証等をお持ちください。な い場合は、口座を開設している金融機関に御相談ください。

地震保険・生命保険

- ◆保険証券の紛失等のため加入していた保険会社が分からない場合は、次の窓口で契約有無の照 会を受け付けています。
 - 地震保険
 - (社) 日本損害保険協会 地震保険契約会社照会センター (TEL: 0120-501331)
 - 生命保険
 - (社) 生命保険協会 災害地域生保契約照会センター (TEL:0120-001731)
- ◆被災地域にお住まいの方からの申請により、保険料の払い込みが最長で6か月猶予されます。 詳しくは、契約先の保険会社にお問い合わせください。
- ◆地震保険、生命保険に関する全般的な御相談、苦情等は、下記にお問い合わせください。
 - (社) 日本損害保険協会 そんがいほけん相談室

(TEL:0120-107808、携帯・PHSからは03-3255-1306)

○ (社) 生命保険協会 生命保険相談所 (TEL: 0120-226-026)

千葉連絡所 (TEL: 043-225-6467)

奨学金

- ◆日本学生支援機構では、被災地に居住する世帯の学生に対する緊急採用奨学金の申請を受け付けています。
- ◆現在、奨学金を返還中で災害により返還が困難となった場合は、日本学生支援機構に申請する ことで返還期限猶予・減額返還ができます。
- ◆詳しくは、下記までお問い合わせください。
 - 奨学金の申し込み手続き等について → 在学している学校
 - 奨学金の返還について
- → 日本学生支援機構(TEL:0570-03-7240)

※ PHS・一部の携帯電話からは03-6743-6100

公共料金等の特例措置

◆電気料金

災害救助法が適用された市町村において、被害を受けた利用者の方から申出があった場合に、電気料金の支払期限の延長、不使用月の電気料金(基本料金の半額)の免除等を実施しています。詳しくは、東北電力コールセンター(TEL:0120-175-466)又は東京電力千葉カスタマーセンター第一(TEL:0120-99-5552(受け持ちエリアは第二カスタマーセンターを除く地域))又は千葉カスタマーセンター第二(TEL:0120-99-5556(受け持ちエリアは船橋市、鎌ケ谷市、市川市、白井市、習志野市、八千代市、浦安市、柏市、我孫子市、松戸市、流山市、野田市))までお問い合わせください。

◆電話料金

被災による設備故障で電話を利用できなかった場合、避難指示・避難勧告等によって電話を 利用できなかった場合は、その期間の電話サービスの基本料金等を無料としています。

詳しくは、NTT東日本料金お問い合わせ受付センター(TEL:0120-032-277)までお問い合わせください。また、携帯電話については、ドコモ(TEL:0120-800-000、ドコモ携帯からは151)、au(TEL:0077-777(固定電話の相談)、0077-7-111(携帯電話の相談)、au携帯からは157)、ソフトバンク(0800-919-0157、ソフトバンク携帯からは157)までそれぞれお問い合わせください。

◆NHK受信料

被災地域にお住まいで、建物が半壊、半焼又は床上浸水以上の被害を受けた方、又は避難勧告、指示、退去命令を継続して1か月以上受けている方は、NHKの受信料が半年間(8月まで)免除されます。NHKが調査により実施しますので、申請等の手続は不要です。詳しくは、NHKふれあいセンター(TEL:0570-077-077、050-3786-5003)までお問い合わせください。

◆ガス料金

被災地域のガス事業者等では、ガス料金の支払期限の延長、不使用月の基本料金の免除を行っています。

また、被災によりガスが使用できなくなった場合、同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事について、平成23年5月31日までに申し込みがあれば、ガス工事費が事業者負担となります。

詳しくは、お住まいの地域のガス事業者までお問い合わせください。

千葉県内の国の機関

○ ハローワーク

ハローワーク名	電話番号	所在地
千葉公共職業安定所	043-242-1181~4	〒261-0001 千葉市美浜区幸町 1-1-3
千葉南公共職業安定所	043-300-8609	〒260-0842 千葉市中央区南町 2-16-3 海気館蘇我駅前ビル 3 階・4 階
市川公共職業安定所	047-370-8609	〒272-0023 市川市南八幡 5-11-21
銚子公共職業安定所	0479-22-7406~7	〒288-0043 銚子市東芝町 5-9
館山公共職業安定所	0470-22-2236	〒294-0047 館山市八幡 815-2
木更津公共職業安定所	0438-36-6228	〒292-0834 木更津市潮見 6-3
佐原公共職業安定所	0478-55-1132	〒287-0002 香取市北 1-3-2
茂原公共職業安定所	0475-25-8609	〒297-0029 茂原市高師 1846 茂原地方合同庁舎
いすみ公共職業安定所	0470-62-3551	〒298-0004 いすみ市大原 8000-1
松戸公共職業安定所	047-367-8609	〒271-0092 松戸市松戸 1307-1 松戸ビル3階
野田公共職業安定所	04-7124-4181~2	〒278-0027 野田市みずき 2-6-1
船橋公共職業安定所	(第一庁舎) 047-431-8287	〒273-0011 船橋市湊町 2-10-17(障害者の方、新規 学卒者の職業紹介等)
	(第二庁舎) 047-420-8609	〒273-0005 船橋市本町 2-1-1 船橋スクエア 21 ビル (失業給付受給手続、求人情報検索等)
成田公共職業安定所	0476-27-8609	〒286-0036 成田市加良部 3-4-2

○ 労働基準監督署

労働基準監督署名	電話番号	住所	
不共产生	0.40, 0.00, 0.070	T260-8506	
千葉労働基準監督署	043-308-0670	千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第2地方合同庁舎3階	
船橋労働基準監督署	047-431-0181	〒273-0022	
751 m 73 m 1 m 1 m 1 m 1 m 1 m 1 m 1 m 1 m 1 m	011 101 0101	船橋市海神町 2-3-13	
 柏労働基準監督署	04-7163-0245	T 277-0005	
147019352 1 111111 11	V1 V100 V 2 10	柏市柏 255-31	
 銚子労働基準監督署	0479-22-8100	〒288-0802	
数1 万 数 22 下 血.目 石	0419 22 0100	銚子市松本町 1-9-5	
七 再净分 届 甘淮吃叔翌	0438-22-6165	〒292-0831	
木更津労働基準監督署	U430-22-0100	木更津市富士見 2-4-14 木更津地方合同庁舎	

労働基準監督署名	電話番号	住所
茂原労働基準監督署	0475-22-4551	〒297-0018 茂原市萩原町 3-20-3
成田労働基準監督署	0476-22-5666	〒286-0134 成田市東和田字高崎 553-4
東金労働基準監督署	0475-52-4358	〒283-0005 東金市田間 65

○ 年金事務所

年金事務所名	電話番号	住所
市川年金事務所	047-704-1177	〒272-8577 市川市市川 1-3-18 (市川グランドホテル同ビル)
木更津年金事務所	0438-23-7616	〒292-8530 木更津市新田 3-4-31
佐原年金事務所	0478-54-1442	〒287-8585 香取市佐原口 2116-1
千葉年金事務所	043-242-6320	〒260-8503 千葉市中央区中央港 1-17-1
船橋年金事務所	047-424-8811	〒273-8577 船橋市市場 4-16-1
幕張年金事務所	043-212-8621	〒262-8501 千葉市花見川区幕張本郷 1-4-20
松戸年金事務所	047-345-5517	〒270-8577 松戸市新松戸 1-335-2

○ 税務署

税務署名	電話番号	管轄地域
市川税務署	047-335-4101	市川市・浦安市
柏税務署	04-7146-2321	野田市・柏市・我孫子市
木更津税務署	0438-23-6161	木更津市・君津市・富津市・袖ケ浦市
佐原税務署	0478-54-1331	香取市・香取郡
館山税務署	0470-22-0101	館山市・鴨川市・南房総市・安房郡
千葉西税務署	043-274-2111	千葉市花見川区の一部・稲毛区の一部・ 美浜区の一部・習志野市・八千代市
千葉東税務署	043-225-6811	千葉市中央区の一部・花見川区の一部・ 稲毛区の一部・若葉区・美浜区の一部
千葉南税務署	043-261-5571	千葉市中央区の一部・緑区・市原市
銚子税務署	0479-22-1571	銚子市・旭市・匝瑳市
東金税務署	0475-52-3121	東金市・山武市・山武郡
成田税務署	0476-28-5151	成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印 西市・白井市・富里市・印旛郡

税務署名	電話番号	管轄地域
船橋税務署	047-422-6511	船橋市
松戸税務署	047-363-1171	松戸市・流山市・鎌ケ谷市
茂原税務署	0475-22-2166	茂原市・勝浦市・いすみ市・長生郡・夷 隅郡

[※] 電話は自動音声によるご案内です。案内に従って番号を選択すると窓口につながります。

千葉県内市町村の連絡先 (代表)

市町村名	電話番号	所在地	市町村名	電話番号	所在地
千葉市	043-245-5111	〒260-8722 中央区千葉港1-1	八街市	043-443-1111	〒289-1192 八街ほ35-29
銚子市	0479-24-8181	〒288-8601 若宮町1-1	印西市	0476-42-5111	〒270-1396 大森2364-2
市川市	047-334-1111	〒272-8501 八幡1-1-1	白井市	047-492-1111	〒270-1492 復1123
船橋市	047-436-2111	〒273-8501 湊町2-10-25	富里市	0476-93-1111	〒286-0292 七栄652-1
館山市	0470-22-3111	〒294-8601 北条1145-1	南房総市	0470-33-1021	〒299-2492 富浦町青木28
木更津市	0438-23-7111	〒292-8501 潮見1-1	匝瑳市	0479-73-0084	〒289-2198 八日市場ハ793-2
松戸市	047-366-1111	〒271-8588 根本387-5	香取市	0478-54-1111	〒287-8501 佐原口2127
野田市	04-7125-1111	〒278-8550 鶴奉7-1	山武市	0475-80-1112	〒289-1392 殿台296
茂原市	0475-23-2111	〒297-8511 道表 1	いすみ市	0470-62-1111	〒298-8501 大原7400-1
成田市	0476-22-1111	〒286-8585 花崎町760	酒々井町	043-496-1171	〒285-8510 中央台4-11
佐倉市	043-484-1111	〒285-8501 海隣寺町97	栄町	0476-95-1111	〒270-1592 安食台1-2
東金市	0475-50-1111	〒283-8511 東岩崎1-1	神崎町	0478-72-2111	〒289-0292 神崎本宿163
旭市	0479-62-1212	〒289−2595 二1920	多古町	0479-76-2611	〒289-2292 多古584
習志野市	047-451-1151	〒275-8601 鷺沼1-1-1	東庄町	0478-86-1111	〒289-0692 笹川い4713-131
柏市	04-7167-1111	〒277-8505 柏5-10-1	大網白里町	0475-70-0300	〒299-3292 大網115-2
勝浦市	0470-73-1211	〒299-5292 新官1343-1	九十九里町	0475-70-3100	〒283-0195 片貝4099
市原市	0436-22-1111	〒290-8501 国分寺台中央1-1-1	芝山町	0479-77-3901	〒289-1692 小池 9 9 2
流山市	04-7158-1111	〒270-0192 平和台1-1-1	横芝光町	0479-84-1211	〒289-1793 宮川11902

市町村名	電話番号	所在地	市町村名	電話番号	所在地
八千代市	047-483-1151	〒276-8501 大和田新田312-5	一宮町	0475-42-2111	〒299-4396 一宮2457
我孫子市	04-7185-1111	〒270-1192 我孫子1858	睦沢町	0475-44-1111	〒299-4492 下之郷1650-1
鴨川市	04-7092-1111	〒296-8601 横渚1450	長生村	0475-32-2111	〒299-4394 本郷1-77
鎌ケ谷市	047-445-1141	〒273-0195 新鎌ケ谷2-6-1	白子町	0475-33-2111	〒299-4292 関5074-2
君津市	0439-56-1581	〒299-1192 久保2-13-1	長柄町	0475-35-2111	〒297-0298 桜谷712
富津市	0439-80-1222	〒293-8506 下飯野2443	長南町	0475-46-2111	〒297-0192 長南2110
浦安市	047-351-1111	〒279-8501 猫実1-1-1	大多喜町	0470-82-2111	〒298-0292 大多喜93
四街道市	043-421-2111	〒284-8555 鹿渡無番地	御宿町	0470-68-2511	〒299-5192 須賀1522
袖ケ浦市	0438-62-2111	〒299-0292 坂戸市場1-1	鋸南町	0470-55-2111	〒299-2192 下佐久間3458

参考1:福島県の相談窓口 害対策本 災 部 024 - 521 - 2101行方不明者相談窓口 0120-510-186 090-8424-4207, 4208 医療機関に関する相談 024-521-7221 (県庁西庁舎7階) 疾病に関する相談 024 - 521 - 7881 (医薬品に関する相談 024 - 521 - 7232 (IJ 障がい福祉に関する相談 024-521-7170 (高齢福祉施設に関する相談 024-521-7164(IJ 介護保険に関する相談 024-521-7745 (IJ 国民健康保険に関する相談 024 - 521 - 7203 (IJ 教 育 に 関 す る 相 談 024-523-1710、1720(福島市立福島第一小学校) 経営・労働相談の総合受付 080-2807-7017 (コラッセふくしま2階) 経営に関する相談 024-525-4039 (IJ) 金融に関する相談 024-525-4019 () IJ 労働に関する相談 024-525-2510 (IJ 0120-610-415 (IJ 就職に関する相談 024-525-0047 (IJ 県税に関する相談 024-521-7728 (県庁西庁舎3階) 消費に関する相談 024-521-0999 (自治会館1階) 一般廃棄物、し尿処理 024-521-7249 産業廃棄物、不法投棄対策 024 - 521 - 7264農林水産業に関する相談 024-521-7319 (県庁西庁舎5階) 土木施設に関する相談 024-521-7869 (県庁本庁舎1階) 放射線に関する相談 024-521-8127 避難所入所者情報センター 024-521-5543、5544 住宅(公営、民間借上)に関する相談 024-521-7698, 7867 ボランティアセンター 024-522-6540 参考2:役場が移転している福島県内の市町村の窓口 広野町 0246-43-1330、1331 (FDKいわき工場内社屋) 楢葉町 0242-56-2155、2156(会津美里町本郷庁舎) 富岡町 024-946-3379、3380、8813、8815 (ビッグパレットふくしま) 川内村 024-946-8828、3375、3378、3382、3383(大熊町 0242-26-3844(会津若松市追手町第二庁舎) 双葉町 0480-73-6880 (埼玉県加須市 旧騎西高) 浪江町 0243-46-4731~4735 (二本松市役所東和支所) $0243 - 46 - 4736 \sim 4739$ (IJ

(注)福島行政評価事務所が作成した「平成23年度福島県版 被災者のための主な相談窓口案内」から抜粋。

葛尾村 0242-83-2651、2653(会津坂下町川西公民館) 南相馬市(小高区) 0244-24-5790(南相馬市役所本庁舎) 0244 - 24 - 5792 (

0244-24-5797 (

IJ

IJ

))